

1. 義務教育に関する規定

○1996年教育法第7条に規定されている

「義務教育段階の年齢にある全ての子供の保護者は、効果的なフルタイムの適切な教育機会を各々の子供に受けさせる義務を負う。適切とは、

a) 各々の子供の年齢、能力、適性に合うこと

b) 各々の特別な教育的ニーズに対応すること

その教育機会とは、学校への日常的な出席またはその他の機会（otherwise）である」

→ その他の機会（otherwise）としては、Home Education 等が行われている

○義務教育段階の年齢は、5歳～16歳の11年間である。

○イギリスでは中等教育修了資格試験（GCSE：General Certificate of Secondary Education）において合格点を取ることで義務教育を修了したことが認められる。

2. 義務教育段階の学校教育（別紙1参照）

○公費維持学校

①特徴

- ・全額国庫負担で運営されている。
- ・公立学校、公営学校、公営独立学校から構成される。
- ・公立学校、公営学校は、全国共通カリキュラムや教員給与基準の遵守義務、教員資格の保有義務があるが、公営独立学校には、これらの義務がない。
- ・「有志団体立管理学校」「有志団体立補助学校」「地方補助学校」「アカデミー」「フリースクール」間では、建物の所有者や教職員の雇用者及び管理者に違いがある。
- ・公営独立学校の一つである「フリースクール」は、保護者や宗教団体等が設立主体となって新設される、あるいは独立学校が転換した学校である。

②質の保証

- ・すべての公費維持学校は、教育水準監査院（Ofsted）による定期的な監査を受ける義務がある。
- ・Ofstedによる監査は、児童生徒の学習成果、教授学習の質、児童生徒の態度行動と安全性、リーダーシップと経営の4つの観点から、4段階評価で行われる。監査の際には、児童生徒の学習成果（全国共通試験の結果等）につながる教授学習の質に重点を置いた監査が実施される。

○独立学校

①特徴

- ・国からの財政支援はない。
- ・全国共通カリキュラムや教員給与基準の遵守義務、教員資格の保有義務はない。
- ・財政的基盤が充実していて、国からの財政提供がなくとも、独立して運営できる伝統校が多い（例：イートン校）。

②質の保証

- ・独立学校間の自主的な協会であるISCによる定期的な監査がある（※ISC等の組織に所属していない独立学校にはOfstedの監査が入る）
- ・ISCによる監査は、学校の設立理念や教育方針等を考慮して行われる。

3. Home Education

①特徴

- ・保護者等が、学校以外の場で子供を教育することを選択する場合に行われる。
- ・保護者が単独で行う場合や、複数の保護者が集まって行う場合、Tutor 等を雇用して教育を行う場合など、様々な形態がある。
- ・教育内容、活動内容に関する規制はない（全国共通教育課程に従う必要なし）。
- ・正確な統計データはないが、2009 年の教育省の統計では約 23,000 人（約 0.2 %）の子供が、Home Education を受けている。
- ・保護者等が Home Education を選択する場合は、居住する学区の学校長に申し出る必要がある。申し出を受けた学校長は地方当局に報告する。その後、地方当局の担当者（Elective Home Education Officer）との面談を経た上で、適切な教育が提供されると承認された場合に登録が完了する

<事例> Leicestershire County Council における登録手続き

- ①居住する学区の学校長に、保護者が文書で通知する
- ②通知を受けた校長は 10 日以内に地方当局内の Pupil Service に報告する
- ③ Pupil Service は通知内容を確認するために関係機関、保護者と連絡を取った上で、Home Education Officer に報告する
- ④ 8 週間以内に地方当局の担当者（Elective Home Education Officer）が、保護者に面談を申し込む
- ⑤地方当局の担当者は、保護者と面談し、教育計画等について議論した上で、適切な教育が行われるかどうかを判断し、その結果を保護者に報告する
 - ・1 回の面談で適切と判断できない場合は、4～6 週間以内に再度面談する
 - ・1 回の面談で適切と判断できた場合は、承認の文章を保護者に送付する
- ⑥面談において適切と判断できない場合は、保護者に、学校への出席を薦める。保護者の合意が得られない場合は、Pupil Service's Court Team が対応することとなる。

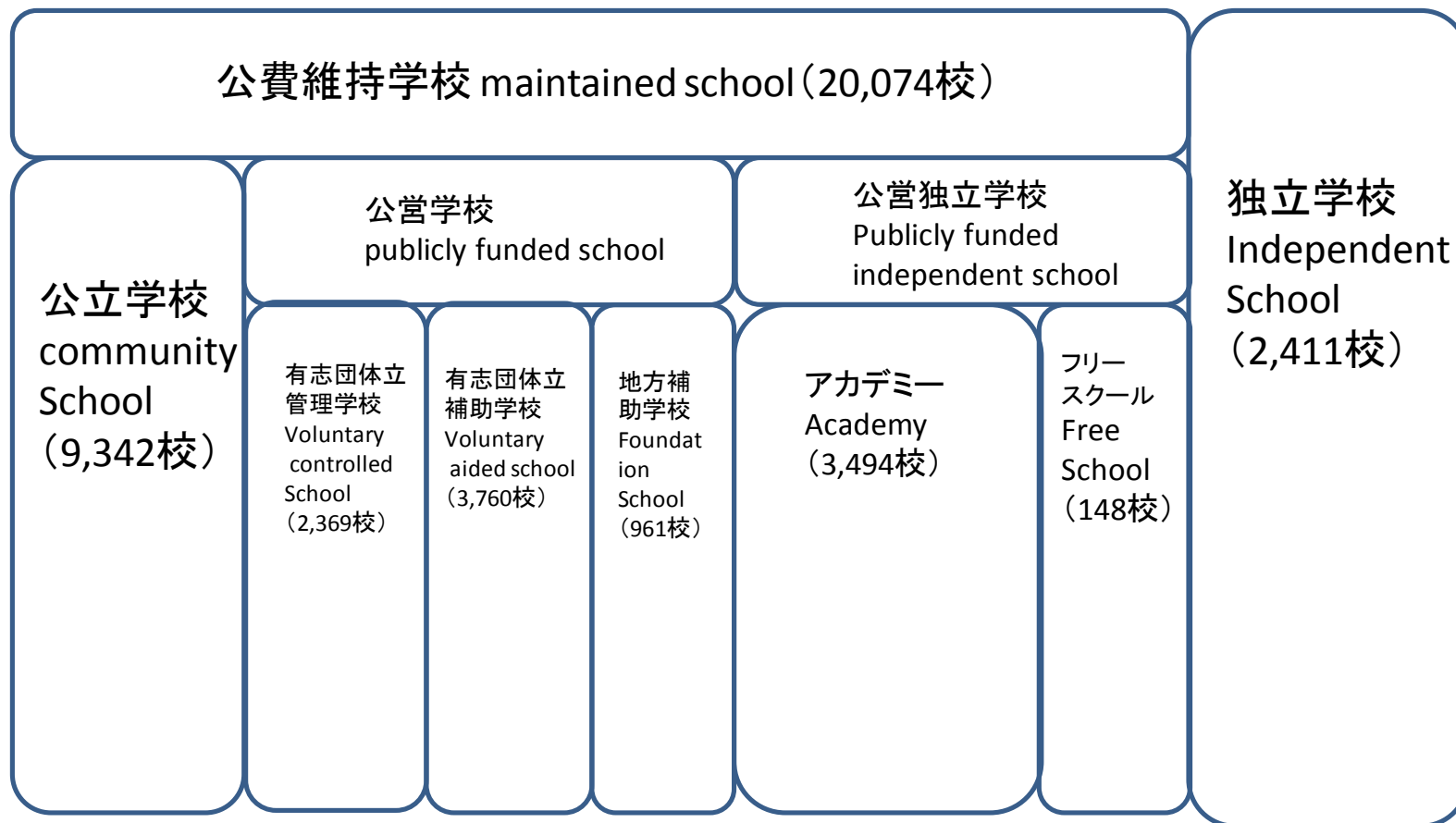
②質の保証

- ・教育活動の内容及び成果については、地方当局の担当者の定期的な訪問（概ね年 1 回）を受け、報告すると同時にチェックを受ける。
- ・また、児童生徒の福祉（安全、衛生を含む）については、地方当局の監査を受ける。
- ・地方当局は、Home Education を行う保護者等に、学校のカリキュラムの内容、民間の支援団体、教材などについて情報提供を行っている。
- ・支援組織が充実しており、民間の支援団体が多数ある（理念、精神的なものから、教材支援まで多様）。

（例）

- | | |
|----------------------------|-------------------------------------|
| * Education Otherwise | * Human Scale Education |
| * ACE | * Home Education Advisory Service |
| * Home Education in the UK | * Home Education |
| * Home Education UK | * Oxford Home Schooling & Education |

イギリスの学校制度



* 学校数には、特別支援学校、Pupil Referral Units、CTCs、University Technical Colleges、Studio Schoolsは含まない

* 学校数は2014年1月現在

<出典: DfE, *Schools, pupils and their characteristics : January 2014, June 2014*>